

地熱発電関連条例・要綱等情報のまとめ

(1) 条例・要綱等の目的

《複数の自治体で規定されている事項》

- 自治体で定めている条例・要綱等の目的については、地熱資源や温泉資源の保護と、地域経済振興、福祉の増進に寄与するとする、保護と利用の両立を目的として掲げる事例が多い。

《各自治体の固有の事項》

- —

(2) 地熱発電・説明対象範囲等用語に関する規定

《複数の自治体で規定されている事項》

- 説明を求める範囲を定める事例はあるが、その対象範囲等については地域によって個別に定められている。

《各自治体の固有の事項》

- 対象とする地熱発電や設備、説明対象とする範囲について定義する事例が見られる。
- 説明対象とする範囲の定義として、近隣区域／近隣関係者／近隣温泉関係者（別府市）、該当自治会／近隣関係者（由布市）などがある。別府市では距離により説明範囲が規定されている。
- 対象とする地熱発電や設備について定義をしている事例がある。

(3) 持続可能性に関連する規定

《複数の自治体で規定されている事項》

- 持続可能性については、次世代や将来へ言及し、持続性や地域振興への寄与について規定する事例が見られる。

《各自治体の固有の事項》

- —

(4) モニタリングに関連する規定

《複数の自治体で規定されている事項》

- モニタリング調査については、発電事業者に対するモニタリング調査を求める事例が多く見られる。

- 一方、源泉所有者に対しモニタリング調査の実施を求める事例も1か所で見られる。

《各自治体の固有の事項》

- —

(5) 協議会等合意形成に関連する規定

《複数の自治体で規定されている事項》

- 協議会等合意形成については、事業者に対し、近隣住民や自治体など関係者を対象とする説明会の開催や説明機会の設置を規定する事例が多く見られる。

《各自治体の固有の事項》

- —

(6) 規模等に関連する規定

《複数の自治体で規定されている事項》

- —

《各自治体の固有の事項》

- 規模については、掘削口径で区分する事例、事業区域面積で区分する事例が見られる。